

島根県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び規則に定めるところによる。

第2章 サービス付き高齢者向け住宅事業

(登録の申請)

第3条 法第5条第1項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅の登録（法第5条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する申請書を知事に提出しなければならない。

(登録の通知)

第4条 知事は、法第7条第1項の規定により登録をしたときは、別記様式第1号により申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第7条第1項の規定により登録をしたときは、別記様式第2号により登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(登録基準に適合しない旨の通知)

第5条 知事は、法第7条第4項の規定に基づき申請者に登録の基準に適合しない旨を通知するときは、別記様式第3号により行うものとする。

(登録の拒否)

第6条 知事は、法第8条第2項の規定に基づき申請者に登録の拒否を通知するときは、別記様式第4号により行うものとする。

(登録事項等の変更)

第7条 登録事業者は、法第9条第1項の規定に基づき変更を届け出るときは、規則第16条第1項に規定する届出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第9条第3項の規定により変更の登録をしたときは、別記様式第5号により登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(登録簿の閲覧)

- 第8条 法第10条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧は、土木部建築住宅課（以下「閲覧所」という。）において行う。
- 2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 3 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。
- 4 登録簿を閲覧しようとする者は、知事が別に定める閲覧申込簿に所定の事項を記入しなければならない。
- 5 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。
- 6 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
- 一 この要綱の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
 - 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者
 - 三 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(地位の承継)

- 第9条 法第11条第1項又は同条第2項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、規則第17条に規定する届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 第7条第2項の規定は、前項の届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

- 第10条 登録事業者（登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人）は、法第12条第1項又は第2項の事由に該当したときは、登録事業廃止等の届出書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(登録の抹消)

- 第11条 登録事業者は、法第13条第1項第1号の規定に基づき登録の抹消の申請をするときは、登録抹消申請書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、法第13条第2項の規定により登録を抹消したときは、別記様式第8号により登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(登録の取消し)

- 第12条 知事は、法第26条第1項又は第2項の規定により登録を取り消したときは、別記様式第9号により登録事業者に通知するものとする。

(添付書類等)

- 第13条 第3条の申請書には、次項及び第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 2 規則第7条第1号から第5号までに規定する書類（なお、同条第2号に規定する書

類は別記様式第10号とする)

- 3 規則第7条第6号に規定するその他都道府県知事が必要と認める書類
 - 一 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び規則第11条第1号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所の位置を表示した付近見取図
 - 二 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面
 - 三 登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 四 島根県サービス付き高齢者向け住宅整備基準チェックリスト(別記様式第11号)
 - 五 登録事項等についての説明(別記様式第12号)

第3章 終身建物賃貸借

(事業の認可の申請)

第14条 終身賃貸事業者は、法第53条の規定に基づき法52条の認可を受けようとする場合は、省令第32条第1項に規定する申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の認可及び通知)

第15条 知事は、法第52条の認可をした場合は、その旨を別記様式第13号により当該認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)に通知するものとする。

(事業の変更)

第16条 認可事業者は、法第56条第1項の規定に基づき、認可を受けた事業の変更をしようとする場合は、終身賃貸事業変更認可申請書(別記様式第14号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、法第56条第2項の規定に基づき、事業の変更の認可をした場合は、別記様式第15号により認可事業者に通知するものとする。
- 3 認可事業者は、省令第38条に規定する事業の軽微な変更があった場合は、遅滞なく、終身賃貸事業軽微変更届出書(別記様式第16号)を知事に提出しなければならない。

(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ)

第17条 認可事業者は、法第58条の規定に基づき、承認を受けようとする場合は、終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書(別記様式第17号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは別記様式第18号により、承認をしないときは別記様式第19号により、それぞれ認可事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

- 3 法第67条第1項の規定により認可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、認可事業者の地位の承継届出書(別記様式第20号)を知事に提出しなければならない。
- 2 法第67条第3項の規定に基づき、認可事業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、認可事業者の地位の承継承認申請書(別記様式第21号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは別記様式第22号により、承認をしないときは別記様

式第23号により、それぞれ認可事業者に通知するものとする。

(改善命令)

第19条 知事は、法第68条の規定に基づき認可事業者に対し改善措置を命ずる場合は、別記様式第24号により行うものとする。

(事業の認可の取消し)

第20条 知事は、法第69条の規定に基づき事業の認可を取消す場合は、別記様式第25号によりその旨を認可事業者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第21条 認可事業者は、法第70条の規定に基づき当該事業の認可を受けた事業を廃止しようとする場合は、終身賃貸事業廃止届出書（別記様式第26号）を知事に提出しなければならない。

第4章 雜則

(申請書等の経由等)

第22条 この要綱により知事に提出する申請書等は、当該申請等に係る住宅の敷地の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長を経由しなければならない。

2 前項の申請書等の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

(その他必要な事項)

第23条 この要綱のほか、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

2 島根県地域優良賃貸住宅制度要綱（平成21年4月1日）第3章第2節及び第3節第3款は削除する。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月14日から施行する。